

## 令和5年度 文部科学省への予算要望事項

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

会長 空岡 和代

昨年東京でのパラリンピックが開催され、その理念であった「多様性と調和」の考え方により社会の障害に対する見方は確実に変わりつつあります。この流れを一時的なものではなく真の共生社会を実現する機会とするため、これまでよりもさらに、特別支援教育への期待が大きくなっています。

また新しい法案として、医療的ケア児が登校する際の付き添いや、校内での待機のために離職せざるを得ない保護者の状況を改善する目的で、超党派でとりまとめられた「医療的ケア児支援法」が成立、施行されました。子供たちやその家族がどの地域に居住していても、子供にとって最適な学びの環境であることとそれを実現するための適切な支援を受けられることが、私たちの望みです。今後も、すべての医療的ケア児、その保護者がこの法案の実効性を感じられるよう、PTAとして働きかけを続けていきます。

肢体不自由特別支援学校では様々な工夫でコロナ禍での子供たちの学びを継続していたが、工夫の一つであるICT機器の活用により学びの可能性を広げています。アフターコロナを見据えた特別支援教育のさらなる発展のため、以下のことを要望いたします。

### 1. 障害児理解、心のバリアフリーのための交流教育の充実

特別支援学校に通う子供たちにとって地域の学校との交流は、子供たちのできることで、得意なことを知ってもらうなど、地域に生活する一人として認識され、理解されるために貴重な機会です。地域の一員として様々な人と関わりながら安心して生活し続けるには、子供たちだけでなく保護者の理解促進も欠かせません。対面での交流が難しい場合にはオンラインも積極的に活用し、地域の障害児理解が進む取り組みをお願いします。

### 2. 医療的ケア児の学びを保障するための財源措置の拡充

- (1) 医療的ケア児の通学を保護者の付き添いなく行うためにも、学校での医療的ケアを円滑に実施するためにも、看護師不足が深刻です。学校で働く看護師の皆さんが増えるよう、また働き続けたいと思える支援をしてください。
- (2) 看護師不足解消の一助とするため、医療的ケアの三号研修を受けた教員やヘルパーが学校で一定の医療的ケアが行えるように、研修をさらに積極的に進めてください。

### 3. 就学奨励費の拡充

- (1) 学校の要請により校外学習や宿泊に保護者の付き添いが必要な場合や、部分参加のため保護者がその場所に子供を連れて行く場合の保護者が負担する費用や交通費を、収入制限なく就学奨励費の対象としてください。

- (2) 通学福祉タクシーを利用する場合に、前年度の実績に関係なく、希望する家庭すべてを支給対象としてください。

#### 4. 高等学校段階での職業教育の充実

肢体不自由と知的障害を併せ有する生徒や、一般的な労働時間での就労が身体的な理由により難しい生徒も、働きたい、という意欲を強くもっています。肢体不自由特別支援学校の高等部生徒の就労を促進するため、在学中に遠隔も含む企業等での実習受け入れ拡大を強化するなど、将来に向けて選択肢の増える取り組みをしてください。

#### 5. 生涯学習の充実

学校卒業後も学校で学んだことをいかしたい、さらに学びにより成長したいと願う肢体不自由者は多くいます。自宅や生活介護事業所等で、卒業後も豊かな学びが続けられるよう支援をお願いします。

#### 6. I C T機器を活用した教育の充実

肢体不自由特別支援学校に通う児童生徒がI C T機器を有効に使用するためには、タブレット端末のみでなくその周辺機器について知識や経験が豊富な人の存在が大変重要です。学校での活用は、I C T支援員や得意とする教員の配置により子供たちの学びに大きな差があるのが現状です。自宅での遠隔授業にも安心して取り組むことができるよう、教員、I C T支援員、保護者の連携が進むよう、手引書の作成と活用及び人的物的支援等で全国どこでもI C Tを活用した十分な教育が受けられるようにしてください。

#### 7. 教科書活用のための教員研修の充実

知的代替や自立活動を主とする教育課程で教科書の代わりに配付される絵本（附則9条本）が、有効に活用されていないことがあります。教員が、子供たちの発達段階や興味に合わせて、書籍に限らずデジタル教科書を活用するなど、より個に応じた選択や活用ができるよう、研修の機会を増やし、研修内容を充実させてください。